

奈良県立万葉文化館において、行政財産の使用許可を受けて、有償によりカフェ・レストランを経営する事業者について募集するので、次のとおり公告する。

平成25年2月18日

奈良県立万葉文化館長 中山 悟

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン経営

(2) 業務の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館カフェ・レストラン（以下「レストラン」という）を経営する事業者を募集します。

(3) 業務の内容

万葉文化館内のレストランでの飲食の提供

(4) 業務の期間

平成25年4月3日から平成28年3月31日まで

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン経営事業者募集要項」（以下「募集要項」という）による。

(6) 業務の条件

レストラン施設について、奈良県が使用許可し、事業者が使用料を負担する。

2 応募資格

(1) 公共施設内で経営を行うにふさわしい能力、経験等を有する企業若しくは団体又は個人。

(2) 飲食業を営んでいる法人又は個人であり、当該飲食業にかかる年間の売上高が、10,000千円以上である者。

(3) 1施設以上かつ3年以上継続して飲食に関する店舗を経営していること。また、現時点において良好な経営状況を維持していること。

(4) 奈良県内に事業所を置き、過去3年以内に食中毒などの原因により行政機関から営業停止処分を受けていないこと。

(5) 国税、県税、市町村税等を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者でないこと。

(7) 万葉文化館と協力しながら事業を行う意思のあること。

(8) 営業開始までの期間、運営の引継に協力の意思があること。なお、引継にかかる経費は事業者負担とする。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載状の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10

奈良県立万葉文化館

電 話 0744-54-1850 F A X 0744-54-1852

- (2) 募集要項の配布

平成25年2月18日(月)から同年3月1日(金)までの間に、(1)の担当部局又はインターネット「奈良県立万葉文化館」から入手すること。ただし、(1)の担当部局での配布については、水曜日を除く午前10時から午後5時まで。

- (3) 説明会及び現地見学会

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (4) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

- (5) 提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 経営事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 経営事業者に対する使用許可

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

- (1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン経営事業者募集要項

第1 募集の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という）では、来館者の皆様から親しまれ奈良らしい魅力的な万葉文化館カフェ・レストラン（以下「レストラン」という）を運営する事業者を募集する。

第2 万葉文化館の概要

- 1 開館 平成13年9月
- 2 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地

3 万葉文化館の運営目標

- (1) 地域文化教育力の向上
地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成する
- (2) 地域との交流促進
地域の文化の情報発信・伝承
県内外の市町村、大学、団体等との連携
- (3) 地域経済力の向上
観光交流人口の拡大
地域産業の活発化

4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間：10時から17時30分まで
- (2) 休館日：毎週水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌日）
なお、平成25年4月より休館日を月曜に変更する
年末年始、その他展示替日等の臨時休館あり

5 過去の入館者数

平成19年度～平成23年度の5年間の平均

（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
10,564	27,109	9,006	6,229	9,594	10,351	13,223	14,626	4,210
1月	2月	3月	年間計	年間開館日数 平均 298日				
3,508	7,431	7,041	122,892					

平成24年度

（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
7,618	11,220	5,417	5,627	9,876	12,370	15,885	12,036	4,611	3,270

6 設置者 奈良県（以下「県」という）

第3 カフェ・レストラン営業の概要

1 営業開始日、営業日及び営業時間

- (1) 営業開始日：平成25年4月3日以降の早い時期
- (2) 営業日：万葉文化館の開館日と同じとする
平成25年度開館日数見込 280日（臨時開館含む）
- (3) 営業時間：万葉文化館の開館時間と同じとする

2 経営期間

平成25年4月3日～平成28年3月31日
ただし、県と経営事業者との協議により更新は可能とする。

3 カフェ・レストラン施設の概要

経営事業者を募集する施設の概要は以下のとおり

- (1) 場所：万葉文化館エントランスホールの一部
- (2) 飲食部分面積：99.97㎡・厨房部分面積：15.18㎡
- (3) 平面図：別紙平面図のとおり
- (4) 設備
飲食部分：テーブル・椅子 等
厨房部分：キャビネット・ラック・冷凍冷蔵庫・テーブル・瞬間湯沸かし器・ガスレンジオープン・テーブル冷蔵庫 等
(既存以外の備品、消耗品、その他必要な物については、経営事業者が準備すること)

4 営業条件

飲食の営業とし、次の条件を満たすこと。

(1) 営業の許認可

飲食店営業の許認可等各種法令で定められた許可の取得や届け出の内、経営者の責任で行うものについては、所定の期日までに行うものとする。さらに、経営者が自己の負担において、各種保険等に参加するものとする。

(2) 店舗

- ① 躯体、空調、標準的な換気設備一式、給排水・電気・ガス設備の厨房室までの配管・配線・コンセント等については、既存設備を利用すること。
- ② 既存以外の厨房備品、厨房機器やその他営業に必要と思われる備品・設備は、開店までに経営者が準備するものとする。
- ③ レストランの使用許可が終了した場合は、経営者の負担と責任において、新たに設置した備品・設備を撤去し、現状に復して県に渡すものとする。

(3) 経営の委託転貸及び譲渡の禁止

レストランの経営を他者に委託、転貸することはできないものとする。

(4) 共用部分の利用

レストランの周囲の共用部分を倉庫、荷解き場等に利用することは原則できないものとする。

(5) 万葉文化館実施事業等への協力・参画

万葉文化館で実施される県及び市町村の関連事業には協力するとともに、積極的に参画するよう努めること。

(6) その他

レストランで発生するゴミは、経営者が収集処分すること。

5 営業における遵守事項

- (1) 万葉文化館の運営目標等をよく理解し、品格ある経営を行うこと。
- (2) 万葉文化館全体の管理運営に協力的であること。
- (3) 原則として経営に責任の負える者を駐在させること。

第4 経営基本条件

1 経営方法

県がレストランの場所を使用許可し、経営事業者が自己の責任で営業を行う。

このため、レストランの販売代金は経営事業者に帰属し、レストランの経営にかかる経費は全て経営事業者が負担する。

2 レストランの場所に係る使用料

奈良県行政財産使用料条例及び総務部長通知による。

第5 施設・設備等の内容及び負担区分

区 分	内 容	運営事業者負担分
レストラン 施設	当要領第3の3に規定する施設	県が使用許可し、使用料等は第4の2による。25年度使用料概算額 100万円 (これまでの実績を考慮して、県の規程により減免した金額である)
県が所有する 厨房設備・備 品及びテーブ ル等の備品	キャビネット、ラック、冷凍冷蔵庫、テーブル、瞬間湯沸かし器、ガスレンジオーブン、テーブル冷蔵庫 等	無料で使用することができる。 故障等による修理が必要な場合、経営事業者が負担する。
その他備品	県が所有する以外の物	経営事業者で用意する。
光熱水費	電気及び上下水道	レストランにかかる子メータを設置。 年間使用見込額 約60万円
	都市ガス	経営事業者が別途契約
警 備	常駐警備・機械警備は館で実施	面積按分による算出額を負担する。 年間必要見込額 約3万円
清 掃		経営事業者で負担する。(別途契約のこと)
ゴミ処理		経営事業者で負担する。(別途契約のこと)
電 話	設置・撤去(内線電話は設置済)	経営事業者で設置する。

第6 応募方法等

1 応募資格

- (1) 公共施設内で経営を行うにふさわしい能力、経験等を有する企業若しくは団体又は個人。
- (2) 飲食業を営んでいる法人又は個人であり、当該飲食業にかかる年間の売上高が、10,000千円以上である者。
- (3) 1施設以上かつ3年以上継続して飲食に関する店舗を経営していること。また、現時点において良好な経営状況を維持していること。
- (4) 奈良県内に事業所を置き、過去3年以内に食中毒などの原因により行政機関から営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 国税、県税、市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者でないこと。
- (7) 万葉文化館と協力しながら事業を行う意思のあること。
- (8) 営業開始までの期間、運営の引継に協力の意思があること。なお、引継にかかる経費は事業者負担とする。

2 応募方法

(1) 説明会及び現地見学会参加申込

応募希望者は、参加申込書(様式1)に記入のうえ、平成25年3月1日(金)必着で万葉文化館まで郵送、FAX、持参にて提出して下さい。

(2) 説明会及び現地見学会

平成25年3月4日(月) 16時～ 万葉文化館

説明会は、説明会参加申込書(様式1)提出者のみ参加できます。

(3) 質問及び回答

①受付期間：平成25年3月11日(月)17時まで

②提出方法：質問書(様式2)をFAXで提出して下さい。

③回答方法：平成25年3月12日(火)までにFAXで回答します。

(4) 応募方法

①応募受付期間：平成25年3月4日(月)～3月19日(火)

②提出方法：必要書類を作成のうえ、万葉文化館まで持参にて提出。

水曜日を除く 10時から17時まで。

(5) 応募に必要な書類及び提出部数

①応募申込書 (正1・写5) (様式3)

②誓約書 (正1・写5) (様式4)

③万葉文化館レストラン 経営事業者概要、実施体制及び収支計画
(正1・写5) (様式5)

・会社概要などがあれば添付すること

④企画提案書(様式任意) (正1・写5)

・志望の理由、飲食の実施イメージ、メニュー案、過去の実績とそれをどのように万葉文化館の魅力向上に活かすか等について記載すること

⑥財務諸表(写し) (写1)

・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書

・個人の場合は、直近3カ年の税申告書

⑦その他、県が必要と認める書類

(6) その他

応募にかかる費用は、事業者負担とする。

3 企画提案を求める項目

(1) イメージ・コンセプト

万葉文化館のレストランとして、どのようなイメージ・コンセプトで経営を行うのか

(2) レストランの雰囲気

店内の雰囲気及び来客おもてなしの考え方

(3) 取扱商品

来館者に、また訪れたいと思ってもらえるようなメニュー案・価格案

(4) 経営体制及び経営戦略

人員の配置体制、集客対策、広報計画、その他

(5) 経営方針・事業計画

開店までの準備に関する計画及び年間の事業計画・収支計画

(6) 万葉文化館との連携

集客のための斬新な企画等

(7) その他

万葉文化館の運営目標の達成のために資すると考えられる企画提案

4 選定の方法

(1) 応募者の中から、県が設置するレストラン運営事業者選定委員会により選定する。

(2) 選定にあたっては、応募内容について、選定委員会においてプレゼンテーションを行う。また、選定に要する資料の追加提出等を求めることがある。

(3) 選考結果については、平成25年3月下旬に応募者全員に通知する。なお、選考理由及び結果等に対する問い合わせには応じない。

5 その他

(1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、許可後には、許可を取り消すことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 営業期間中において、業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。

6 応募から選定までのスケジュール

・募集要項の配布	平成25年2月18日(月)
・説明会参加申込書提出期限	平成25年3月 1日(金)
・説明会・現地見学会	平成25年3月 4日(月)
・質問受付期限	平成25年3月11日(月)
・質問回答期限	平成25年3月12日(火)
・提案書受付期限	平成25年3月19日(火)
・提案審査会	平成25年3月 下旬
・審査結果の通知	平成25年3月 下旬

7 各種書類提出先

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10 奈良県立万葉文化館
電 話 0744-54-1850 F A X 0744-54-1852

メールアドレス koho@manyo.jp ホームページ <http://www.manyo.jp>

奈良県立万葉文化館カフェレストラン経営事業者募集
説明会・現地見学会参加申込書

奈良県立万葉文化館カフェレストラン経営事業者募集現地説明会に参加を希望します。

申込日	平成 年 月 日
会社・店舗 概要	会社・店舗名等 代表者名 代表住所 代表電話
連絡担当者	所属 氏名 電話 FAX 電子メール

質 問 書

題名	奈良県立万葉文化館カフェレストラン経営事業者募集について		
所属 氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
質問の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
募集要項等に対する質問			

--	--	--	--

・ 質問への回答はFAXで行います。全体に関わる質問については、応募者全員にFAXを送信いたします。

提 出 先

部署名	奈良県立万葉文化館		
電話番号	0744-54-1850	FAX番号	0744-54-1852
住所	〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10		

(様式3)

奈良県立万葉文化館カフェレストラン経営事業者 申込書

平成 年 月 日

奈良県立万葉文化館長 中山 悟 様

奈良県立万葉文化館において、カフェレストランを経営したいので、提案書類を添えて申し込みます。

法人の場合は所在地 個人の場合は住所地	
法人の場合は会社名 個人の場合は店舗名	
代表者・役職名 氏名	印
法人の場合は設立年月日 個人の場合は開業年月日	年 月 日
担当者	所属部署等 氏名 連絡先 電話 FAX E-mail

〔提出資料〕

- ・ A 4 のフラットファイルに、申込書（様式3）・誓約書(様式4)・事業者概要、実施体制及び収支計画(様式5)、提案書（様式任意）の順に綴り、6冊(正1・副5)を提出してください。
- ・ 別途、財務諸表に関する書類を1部提出して下さい。

〔提出について〕

- ・ 受付期間：平成25年3月4日（月）～3月19日（火） 10時～17時
ただし、水曜日を除く。
- ・ 提出方法：万葉文化館へ直接持参してください。
提出時、書類の確認を行います。

(様式4)

平成 年 月 日

奈良県立万葉文化館長 中山 悟 様

申請者

代表者

印

誓 約 書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約するとともに、下記事項に反することが発覚した場合は、応募者として失格となることに不服を申し立てません。

記

- (1) レストランなどの飲食業を営んでおり、当該飲食業にかかる年間の売上高が1千万円以上であること。
- (2) 飲食店の経営を1施設以上かつ3年以上継続して運営しており、現在も良好な運営状況を維持していること。
- (3) 奈良県内に事業所を置き、直近3年以内に所管の行政機関から営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 使用料等の支払の見込みが確実な者
- (5) 募集要項第6、1応募資格(5)～(8)に該当する者

(様式 5)

万葉文化館レストラン 経営事業者概要、実施体制及び収支計画

1. 事業者概要

事業者名	
代表者職・氏名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
Eメール	
担当者氏名	
事業者が現在実施している事業内容	

2. 実施体制(予定)

店舗名称		
現場責任者氏名及びその者の実務経験・資格	氏名	
	実務経験・資格	
常時、業務にあたる人数及び職種別体制		

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載しても可

3. 収支計画

(1) 総括表

	25年度	26年度	27年度
売上高A			
売上原価B			
売上利益C(A-B)			
販売管理費D			
減価償却費			
人件費			
施設使用料			
その他			
営業損益E(C-D)			
損益累計			

(2) 積算内訳

売上高			
販売管理費			
人件費			
施設使用料			
その他			

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載しても可